

中央区介護保険サービス事故報告取扱要領

平成15年10月20日
15中福介第352号

改正 平成17年11月25日
平成18年 9月14日
平成19年 6月27日
平成19年 9月25日
平成21年 5月22日
平成22年 3月 9日
平成24年 5月24日
平成26年 8月14日
平成27年 3月25日
平成27年 4月 1日
平成27年10月27日
令和3年11月24日
令和6年3月29日

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第37条（第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第119条、第140条、第140条の13、第140条の15、第140条の32、第155条、第155条の12、第192条、第192条の12、第205条、第206条及び第216条において準用する場合を含む。）及び第104条の3（第105条の3、第109条において準用する場合を含む。）、「中央区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例」（平成25年3月中央区条例第17号）第41条（第60条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）、第60条の18（第60条の20の3、第60条の38、第81条において準用する場合を含む。）及び第176条（第190条において準用する場合を含む。）、「中央区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」（平成30年6月中央区条例第31号）第30条（第33条において準用する場合を含む。）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）第35条（第49条において準用する場合を含む。）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）第36条（第50条において準用する場合を含む。）、「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年東京都条例第39号）第27条、「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年東京都条例第114号）

第31条、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生省令第5号）第40条（第54条において準用する場合を含む。）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）第53条の10（第61条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条、第159条、第166条、第185条、第195条、第210条、第245条、第262条、第276条、第280条及び第289条において準用する場合を含む。）、「中央区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成25年3月中央区条例第18号）第38条（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）並びに「中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成27年3月中央区条例第14号）第29条（第35条において準用する場合を含む。）に規定する事故が発生した場合並びに指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する際に事故が発生した場合の保険者への報告について、必要な事項を定めることを目的とする。
（事故の範囲）

第2条 サービス提供事業者（以下「事業者」という。）が、保険者（以下「区」という。）へ報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

- ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの
- イ 施設の設備等に起因するもの
- ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発生
- エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故
- オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失 による行為及びそれらが疑われる場合
- カ 原因を特定できない場合

(2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- イ 利用者が経済的損失を受けた場合
- ウ 利用者が加害者となった場合
- エ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

(3) その他、区長が特に報告が必要と判断したもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

(1) 比較的軽易なけがの場合

(2) 老衰等により死亡した場合

3 前2項にかかわらず、本区より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第3条 事業者が、区へ報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出日、報告区分
- (2) 事故状況
 - ア 事故状況の程度
 - イ 死亡に至った場合死亡年月日
- (3) 事業所の概要
 - ア 法人名
 - イ 事業所（施設）名
 - ウ 事業所番号
 - エ サービス種別
 - オ 所在地
- (4) 対象者
 - ア 氏名、年齢、性別
 - イ サービス提供開始日
 - ウ 保険者
 - エ 住所
 - オ 身体状況（要介護度、認知症高齢者日常生活自立度）
- (5) 事故の概要
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の種別
 - エ 発生時状況、事故内容の詳細
 - オ その他特記すべき事項
- (6) 事故発生時の対応
 - ア 発生時の対応
 - イ 受診方法
 - ウ 受診先（医療機関名、連絡先）
 - エ 診断名
 - オ 診断内容
 - カ 検査、処置等の概要
- (7) 事故発生後の状況
 - ア 利用者の状況
 - イ 家族等への報告（報告した家族等の続柄、報告年月日）
 - ウ 連絡した関係機関（連絡した場合のみ）
 - エ 本人、家族、関係先等への追加対応予定
- (8) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (9) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）

(10) その他特記すべき事項

(報告対象者等)

第4条 事故報告は、事故に関係する利用者が中央区内に現に住所を有する者（住所地特例者を含む。以下「区民」という。）である場合及び事故が発生した事業者又は施設の所在地が中央区内の場合に行うこととする。

(報告手順)

第5条 事故が発生した場合の報告の手順については、以下のとおりとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第3条第1項第1号から第7号までの内容について、事故報告書（別記第1号様式）を提出すること。当事者が複数いる場合は、事故当事者一覧（別記第2号様式）もあわせて提出すること。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第3条第1項第8号から第10号までの内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第3条第1項第8号から第10号までの内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(区の対応)

第6条 区は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 区の対応は、原則として事故に関係する利用者が区民の場合とするが、必要に応じて、他区の介護保険担当や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護については、この要領による改正前の中央区介護保険サービス事故報告取扱要領（以下「旧要領」という。）第1条の規定は、なお、その効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護については、旧要領第1条の規定は、なお、その効力を有する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の中央区介護保険サービス事故報告取扱要領の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。